

## 福岡地方裁判所委員会（第33回）議事概要

### 1 開催日時

平成25年3月25日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）

川口宰護委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，佐藤洋志委員，柴田建哉委員，鈴木博委員，中村年孝委員，野田部哲也委員，林優委員，吉本圭一委員

（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

數間薫裁判官，豊岡実事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，早尻洋子総務課課長補佐

### 4 議事（：委員長，：副委員長，：学識経験者委員，：法曹委員，：裁判所）

今回の委員会の議題の背景は，裁判所のこういった視点からか。

最近，DV事件が社会的に問題になっており，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）について，現在，被害者の保護を目的とした，より一層の迅速化が問われているため，委員の皆さんに意見をお伺いしたい。

#### (1)「DV事件の手続きの流れについて」

（數間薫裁判官説明）

DV防止法の趣旨について，ご説明します。配偶者からの暴力は，家庭の中の暴力ですが，表に出にくく潜在化しやすく閉鎖的な暴力であり，家庭内の内輪揉

めととられがちです。そのため、被害者が声を上げにくいという特徴があります。そうすると、だんだん加害者の暴力がエスカレートして、被害者の人格を破壊して、従属的な関係を形成し、被害者自身が、自分が悪い、自分さえ我慢すれば良いというように考えるようになって被害が深刻化してしまいます。

D V防止法は、個人の尊厳を害し男女の平等の実現を妨げてしまう配偶者からの暴力に関し、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することによって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定されました。この法律に基づき、裁判所は「保護命令」を発して、被害者の保護を図っています（D V防止法10条）。保護命令には、2ヶ月間の退去命令、6ヶ月間の接近禁止命令、電話等の禁止命令、子への接近禁止命令、親族等への接近禁止命令があり、被害者が加害者と会わなければいけないような状況をつくらないようにすること、加害者の暴力を防止することを目的としています。

保護命令でいう被害者（申立人）とは、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者です。単に物にあたるという場合は被害者にはあたりません。過去に身体に暴力を受け、今後、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいという2つの要件がなければ保護命令は発令できません。婚姻中（内縁中も含む）に暴力を受け、離婚した場合（内縁関係の解消も含む）でも被害者になります。保護命令は、相手方に告知されることによって効力が発生します。保護命令そのものには執行力がありませんが、命令に違反した場合は、刑事事件として、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。保護命令の後に、加害者が被害者に接触を試みて、逮捕されることもあります。

保護命令が発せられたからといって、申立人と配偶者の実体法上の財産や身分関係に影響を及ぼすことはありません。保護命令が発せられたから、当然に離婚するということはなく、申立人は別に離婚の訴訟や調停を起こすことができます。

保護命令は申立人の保護のための命令なので、子や親族等への接近禁止命令を発令してほしい場合は、その前提として、申立人への接近禁止命令の申立てが必

要です。子への接近禁止命令申立ての場合、子は申立人と同居していることが前提で、子が15歳以上であれば子の同意書が必要になります。

裁判所が保護命令を発令するには、原則として、申立前に申立人が警察に相談していることが要件になります。そのため、裁判所職員は、申立人に対し、申立前に必ず警察に相談するよう指導しています。関係機関として、配偶者暴力相談支援センター（以下「保護センター」という。）があり、カウンセリング、一時保護、申立人の自立支援等を行っています。

保護命令事件の申立人が来庁したときは、申立人が気兼ねなく自由に発言できるように、事務室の窓口から裁判所の審問室の中で1番広い部屋へ案内し、裁判所書記官が受付相談を受けながら、保護命令事件相談表を作成します。相談時には必ず女性職員が同席し、口調が事務的にならないよう、十分時間をとって相手の話を聞いて、対応します。その際、保護命令の内容、効果、配偶者の意味、身体に対する暴力とは何か、脅迫とは何か、といった保護命令に関する要件等を詳しく丁寧に説明します。

また、申立人が緊急に保護命令を発令して欲しい場合で、申立書中に補正箇所がない時は、すぐに裁判官と面談できるようにしています。

申立後、裁判官は申立人と審問室で面談を行い、相手方の暴力の内容や相手方に秘匿してほしい事項をゆっくり丁寧に聴き取っていきます。一方で、裁判所は、警察に書面で、申立人が警察にDV保護の相談をしたかどうかを確認します。

なお、保護命令事件記録中に、申立人が避難している場所やその場所を推測されるような情報があれば、その箇所を裁判所書記官がマスキングして、相手方が見ることができないように注意しています。

裁判官は、保護命令の発令を判断するときは、相手方の権利保障のために審尋しなければなりませんので、申立人と面談をした後日、相手方を裁判所に呼び出します。申立人と相手方を同じ日に裁判所に呼ぶことはありません。審尋期日の前に裁判所書記官は、電話で、相手方に対して出頭の確認や書面を読んだかどうか

かを確認するなどして準備します。裁判官は、審問室にて、相手方を審尋し、事実を確認していきます。その際、相手方に申立人の秘匿情報を漏らさないよう万全の注意を払います。

裁判官は、相手方の審尋後、保護命令を発令するという判断をしたときは、審尋をした部屋で、相手方に対し保護命令の発令を口頭で言い渡します。その後、裁判所書記官が保護命令の意味等を分かりやすく相手方に説明します。また、裁判所書記官は、速やかに保護命令の発令を警察へ通知して、警察において、相手方が申立人に接触しないか注意するよう働きかけます。

D V事件において裁判所が留意している点は、 慎重な当事者対応、 被害者の秘密保持、 警察や保護センターとの連携です。

## (2) 「D V事件の現状について」

### ( 森中首席説明 )

保護命令の申立先は、相手方の住所、居所、申立人の住所、居所、暴力を受けた地を管轄とする裁判所です。福岡地裁本庁及び管内9支部の合計申立事件数( かつこ内は、うち福岡地裁本庁への申立事件数 ) は、平成22年84( 41 ) 件、平成23年74( 35 ) 件、平成24年102( 47 ) 件で、全国的にも増加傾向にあります。本人に対する接近禁止命令の申立てと同時に、子や親族を含む接近禁止命令の申立てや電話等の禁止命令の申立てをしているケースがほとんどです。

申立てのうち、保護命令が発令されるのは、全体の約7～8割です。

また、取下げで終局したのは、平成24年度で9件です。

過去3年間に福岡地裁本庁に申立てられた事件のうち、申立てから保護命令発令までにかかった平均期間は、全国平均と同じく約13日です。これは、DV防止法が13条において、「裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。」と定めている趣旨に則ったものです。

（裁判所からの説明後，審問室に移動し，申立人の相談時，裁判官と申立人の面談時，裁判官と相手方の審尋時に各人が座る場所を説明した。）

（森中首席説明）

この部屋は，裁判所の中で1番広い審問室で，机や椅子の間隔もゆとりがあります。プライバシーへの配慮と申立人が相談しやすい雰囲気になるよう，自然光が差し込み，明るく開放的で圧迫感がない構造になっています。

乳児を連れている申立人は，子守や授乳のために，可動式のハイローチェアを利用できます。申立人が小さな子供を連れているときも，一緒にこの部屋で，職員が申立人からゆっくり話を聴き取ります。

（質疑応答・意見交換）

相手方が暴力的であり，裁判所にも危害を加えるような情報が予めある場合，どのような対応をしているのか。

裁判官と相手方の審尋の場合，職員を部屋の外に配置している。場合によっては，審尋の場所をより警備がしやすい法廷に変更したり，警察に事前に連絡して待機してもらうこともある。

先程，保護命令の説明の際に取下げについての話があったが，申し立てたにもかかわらず，取下げるのはどういった理由からか。

例えば，身体に対する暴力がなかったり，受けた暴力がかなり古い場合で今後身体に重大な危害を受けるおそれがないようなケースなど，要件不足で保護命令が発令できない場合，申立人は，却下されるよりは取下げようということで自ら取下げることが多い。このときは，保護命令を発することはできないが，別のストーカー規制法や子の虐待にあたるような事案の場合，他にこういう対応ができるのではないかとといった説明はしている。

保護命令の要件がないのに，離婚の調停や訴訟を進めるためだけに，保護命令を求めるようなケースもある。そういった場合はもともと発令のための要件が不

足しているのです、結果的に保護命令の申立てを取下げることになる。

平成24年の保護命令の発令に対する不服申立て件数は何件か。

平成24年の即時抗告申立件数は手元に用意していないが、数件だったと記憶している。

申立人の男女比はどうか。

昨年度の福岡地裁本庁の申立人は、すべて女性であった。なお、他地域では、男性が申立人になっているケースもあるようだ。

申立てのうち、内縁関係にある申立人の割合は分かるか。

その統計はとっていない。

DVは、警察も重要視し、特別な部署も作っており、暴力的な者への逮捕も迅速に進めているのが実情のようだ。また、法テラスは資力のない方を支援する機関だが、資力のない申立人のために、離婚訴訟手続費用にプラスして保護命令申立手続費用も支援するなど、DV事件に迅速に対応できるようにしている。

保護命令という手続きを裁判所で取り扱っているということは、一般的にあまり知られてないようであるが、被害者はどこでこの制度を知ることになるのか。

ほとんどの申立人が、県や市の相談窓口で相談し、シェルターに避難した後に、裁判所に来ている。飛び込みで保護命令の申立てに来ることはない。事前に裁判所に電話で予約をして申立てをしている。

保護命令制度については、県や市の広報誌等で案内をしているが、実際は、被害者が警察や保護センターに相談に行って、そこでアドバイスを受けて、裁判所の保護命令の手続きを知るといったケースがほとんどであるようだ。

警察は、相談者から相談を受けた段階で、事案がストーカー規制法やDV保護法にあたるかどうかの事件の振り分けをして、相談者に案内しているようだ。

今年6月から弁護士会でもDVの無料法律相談を常設で行う予定である。その背景にはDVの被害相談の増加傾向があり、社会的に関心は高いと感じている。

裁判所が作成したQ&Aには、関係機関が記載されている。このQ&Aは、申

立人が来庁した際、窓口で申立人に配布している。DV防止法関係機関の連絡先等一覧表も掲載している。

福岡地裁本庁の保護命令が出るまでの平均審理期間が、約13日というのは、かなり迅速に手続きが行われていると思うが、最も短いもので、何日くらいで発令されているのか。

申立人の面談後、相手方を裁判所に呼び出す日とその通知日に一定の期間を空けているため約13日かかっているようだが、申立日当日に申立人と裁判官の面談が行われるような場合には、約10日で命令が発令されることもある。

他の裁判所でDV事件を担当していたことがあるが、身体の保護のため迅速な判断が求められることから、基本的に2週間以内で命令を出すという方針だった。ただ、審尋のための呼び出しに時間がかかるなど事案に応じて、若干時間がかかるということもあったようだ。

福岡地方裁判所第4民事部は、緊急時にも臨機応変に対応できる態勢になっている。

年末年始等の比較的長く閉庁が続くような時に申立てはあるのか。

飛び込みの申立てはなく、申立人は予約した上で来庁しているので、現在まで、申立てが年末年始にかかったことはない。夏季休廷期間中は、第4民事部が輪番で迅速に対応しているので問題はない。

審尋に出頭しない相手方はどれくらいの割合でいるのか。

審尋期日に出頭しない相手方は基本的にはいない。相手方も裁判所に事情を説明したい気持ちがあるようで、裁判官との審尋はできている。

裁判官が相手方に事件記録を閲覧、謄写をさせないという判断がなされることはあるか。

また、書記官が事件記録の一部をマスキングするという説明だったが、それは大変な労力ではないか。

申立書類やその疎明資料である事件記録は、基本的に閲覧、謄写を許可してい

る。そもそも、連絡先等のプライバシーに関する部分を記載した書面は、事件記録ではなく閲覧や謄写の対象ではない。申立人のプライバシー保護のため、事件記録中の連絡先等が推測できるような部分は、必ず、閲覧や謄写の際に書記官が記録全体を確認し、カバーテープでマスキングしており、これは、DV事件において重要な作業である。

シェルターの場所や連絡先は、弁護士に対しても絶対に教えないというほど、情報管理が徹底している。

保護命令の決定文言は、長い文章なのか。

命令の文言は、迅速に発令でき、相手方に理解しやすいよう簡単な文言にしている。

退去命令が出た後は、どうなるのか。

退去命令は、もともと申立人と相手方が同居していることが前提で、相手方が同居する住居から2か月以内に退去し、かつその期間中家付近を徘徊することを禁止する命令である。退去命令が発令された場合、裁判所が県警本部長に退去命令が発令されたことを通知した後は、警察が2か月以内に退去したかどうかを調査することになっている。

現在、同居中の相手方に対して退去命令の申立てをするケースはなく、別居後、相手方に対し、接近禁止命令の申立てをしているのがほとんどである。

申立人の支援のための取組はどういったものがあるのか。

保護センターは、申立人に対し、自立のための支援（新しい住む所などを探す等）を行って、社会的復帰を助けている。

DV関係で一番の問題は、DVを受けている被害者が、どこかに申し立てができるとか、苦情が言えるとかいった意識を持たずに、加害者に精神的に支配されて服従しているという状況にあることだ。そういった被害者が立ち上がって、相談をしたり、申立てをすれば、いろいろな制度があるので救えると思う。

### (3) 次回委員会（第34回）の予定

ア 日時

平成25年7月2日(火)午後2時00分から午後3時30分まで  
意見交換の結果、次回委員会のテーマは次のとおりとなった。

イ テーマ

裁判員裁判の現状と課題について

次回のテーマは、裁判員裁判で構わないが、次々回以降のテーマについては、  
今後各人がそれぞれテーマを持ち寄って、決めていくのはどうか。